

厚木市の福祉サービスのあれこれ

毎日の生活でお困りの方へ
こんな支援やサービスがあります。

生活にお困りの方

- ・生活福祉課（生活保護）225-2211・2212・2891・2811
- ・福祉総合支援課（生活困窮者自立支援）225-2895

高齢者の方や認知症の方

- ・福祉総合支援課（福祉サービス）225-2220
- ・福祉総合支援課（地域支援）225-2224
- ・各地域の地域包括支援センター

障がいのある方

- ・障がい福祉課（身体、知的）225-2154・2254
- ・障がい福祉課（精神）225-2247
- ・障がい福祉課（手当）225-2221
- ・各地域の障がい者相談支援センター

お子さんの発達に心配のある方

- ・こども家庭センター 225-2252

介護サービスを知りたい方

- ・介護福祉課（給付）225-2240
- ・介護福祉課（認定）225-2391
- ・介護福祉課（保険料）225-2393
- ・各地域の地域包括支援センター

ひとり親家庭の方

- ・子育て給付課 225-2241

福祉サービスの一覧

○：該当 △：一部該当

制度	サービス・手当等	所得制限	生活困窮者	発達に心配のある子	身体障がい者					知的障がい者	精神障がい者	左記以外の高齢者	ねたきり老人登録者			ひとり暮らし老人登録者	ひとり親家庭	備考（一部該当の要件など）
					視覚	聴覚・平衡	音声・言語そしゃく	肢体不自由	内部				ねたきり老人登録者	認知症老人登録者	ひとり暮らし老人登録者			
自立支援	生活保護		△															世帯収入が最低生活費に満たない方
	生活困窮者自立支援		△															仕事や生活にお困りで生活保護に至らない方
療育	療育相談			△														18歳未満の方
医療	自立支援医療（育成医療）	有			△	△	△	△	△									18歳未満の方
	自立支援医療（更生医療）	有			△	△	△	△	△									18歳以上の方
	自立支援医療（精神通院医療）	有			△	△	△	△	△	△								自立支援医療診断書（精神通院医療用）が必要
	心身障害者医療費の一部助成	有			△	△	△	△	△	△								65歳未満で認定を受けた障がい者で障害等級による ※所得制限あり
	ひとり親家庭等医療費助成	有			△	△	△	△	△	△							△	児童を監護するひとり親家庭、父又は母が障がい者（障害内容による）の家庭等
手当等	ねたきり等家族慰労金												△	△				在宅介護家族の方を対象 ※支給要件あり
	厚木市心身障害者福祉手当	有			△	△	△	△	△	△								障害等級による ※支給要件あり
	特別障害者手当	有			△	△	△	△	△	△								20歳以上の在宅重度障がい者で障害内容による
	障害児福祉手当	有			△	△		△	△	△								20歳未満の在宅重度障がい者で障害内容による
	神奈川県在宅重度障害者等手当	有			△	△		△	△	△								65歳未満の重度重複障がい者等
	障害者介護手当							△	△									15歳以上65歳未満の方で条件に一致する 在宅重度障がい者を常時介護している方
	特別児童扶養手当	有			△	△	△	△	△	△								20歳未満の障がい児を監護する者。 障害内容による
	心身障害者扶養共済制度				△	△	△	△	△	△								65歳未満で将来独立困難な障がい者の扶養者。 指定の診断書が必要
	児童扶養手当	有			△	△	△	△	△	△							△	児童を監護するひとり親、父又は母が障がい者（障害内容による）の家庭等
	母子等福祉手当金				△	△	△	△	△	△							△	義務教育終了前の児童を養育しているひとり親、父又は母が障がい者（障害内容による）の家庭等
	母子家庭等就学祝金				△	△	△	△	△	△							△	小学校・中学校の入学、中学校卒業の児童を養育しているひとり親、父又は母が障がい者（障害内容による）の家庭等
	老人保養施設等利用費助成（シルバーチケット）											○						満65歳以上の方
補装具・日常生活用具	家具転倒防止器具の設置	有											△	△	△			ひとり暮らし老人登録者は75歳以上の方
					△	△		△	△									重度障がい者のみの世帯等
	自立支援用具等（杖・補聴器等）の購入費助成											△	△	△	△			在宅の75歳以上の高齢者
	補装具費の給付	有			△	△	△	△	△									医学的判定書等が必要
	日常生活用具の給付	有			△	△	△	△	△	△								日常生活用具別に対象要件あり
在宅介護	紙おむつ等の給付	有										△	△	△				介護保険2号被保険者のうち、6箇月以上在宅で生活している要介護4又は5の方（前年度市民税非課税の方）
	寝具乾燥消毒サービス				△	△		△					○	○				ねたきり・認知症老人登録のある方
	理髪サービス				△	△		△	△	△	△	△	○	○	○			ねたきり状態等にある方 ひとり暮らし老人登録者は75歳以上の方
	緊急通報システム				△	△		△	△			△			△			常時注意が必要な疾患がある方

制度	サービス・手当等		所得制限	生活困窮者	発達に心配のある子	身体障がい者				知的障がい者	精神障がい者	左記以外の高齢者	認知症老人登録者			ひとり親家庭	備考（一部該当の要件など）
						視覚	聴覚・平衡	音声・言語そしゃく	肢体不自由	内部			ねたきり老人登録者	認知症老人登録者	ひとり暮らし老人登録者		
在宅支援（つづき）	高齢者緊急一時保護												△	△	△		特別な事情に限る
	はり・きゅう・マッサージ施術費助成												△	○			
	手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員の派遣					△	○	○									通訳介助員は、盲ろう者に限る
	訪問入浴サービス					△	△		△	△							自宅での入浴が困難な重度障がい者
	メディカルショートステイ事業								△								在宅で常時医学的管理が必要な重症心身障がい児
	訪問看護支援事業								△								在宅の重症心身障がい児・者
	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク									△	△	△					徘徊がみられる在宅の方
住宅	住宅設備改善に対する助成（セーフティ住宅支援事業）											△			△		要介護認定を受けていない満75歳以上の方
	住宅設備改善に対する助成		有			△	△	△	△	△							重度障がい者等
	ひとり親家庭等に対する家賃助成		有			△	△	△	△	△	△					△	児童を養育するひとり親、父又は母が障がい者の（障害内容による）家庭等 家賃額による
自動車・交通	かなちゃん手形（バス乗車券）購入費の助成												△				4月1日現在、厚木市在住で年度内70歳以上の方。「高齢者タクシー」「福祉タクシー」「自動車ガソリン購入券の交付」は重複して受けることはできません。また、特別養護老人ホームに入居している方は対象外です。
	自動車運転訓練に対する助成								△	△							肢体不自由者等
	自動車改造に対する助成		有						△								肢体不自由者
	自動車ガソリン購入券の交付	自己				△	△	△	△	△							身体障害者手帳3級までの自己所有かつ自己運転する方
		家族				△	△	△	△	△							重度障がい者（視覚・じん臓は3級まで） 身体障害者手帳3級所持者でI・Q50以下
	福祉タクシー利用券の交付					△	△	△	△	△	△						重度障がい者（視覚・じん臓は3級まで） 身体障害者手帳3級所持者でI・Q50以下
	高齢者タクシー助成												△				4月1日現在、厚木市在住で次のいずれかに該当する方。①年度内に85歳以上の方②要介護4・5の方③70歳～84歳かつ自動車運転免許を持っていない方。「かなちゃん手形（バス乗車券）購入費の助成」「福祉タクシー」「自動車ガソリン購入券の交付」は重複して受けることはできません。また、特別養護老人ホームに入居している方は対象外です。
	タクシー運賃の割引					○	○	○	○	○	○						
	バス運賃の割引					○	○	○	○	○	△						第1種所有者は介護者1人まで対象、精神障がい者は一部バス会社に限る
	鉄道の運賃割引					○	○	○	○	○	△					△	第1種所有者は介護者1人まで対象、児童扶養手当を受けている世帯のJR通勤定期乗車券、精神障がい者は一部鉄道会社に限る
	航空運賃の割引					○	○	○	○	○	○						3歳以上。介護者1人まで対象（航空会社により異なる）
	有料道路通行料の割引					○	○	○	○	△							身体障害者手帳第2種所持者の方は自己運転のみ
	駐車禁止除外指定車					△	△		△	△	△						歩行困難者等
税・使用料の減免等	所得税・市県民税の控除					○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	要介護認定の内容等による、婚姻歴のあるひとり親
	自動車税・自動車取得税の減免					△	△	△	△	△	△						障害内容等による
	水道料金の減免					△	△	△	△	△	△					△	重度障がい者がいる世帯等、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受けている世帯
	NHK放送受信料の免除	全額	有			△	△	△	△	△	△						非課税世帯のみ
		半額				△	△		△	△	△						障がい者が世帯主かつ契約者。障害内容等による

※詳しくは各種サービスごと、担当課へ直接お問い合わせください。

※この他にも事業所等が行っている支援があります。

主な福祉サービスの内容

■自立支援

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
生活保護	世帯収入が最低生活費に満たない場合に生活保護費を支給します。	生活福祉課 225-2211
生活困窮者自立支援	さまざまな問題から仕事や生活に困っている方に対し、自立に向けての支援を行います。	福祉総合支援課 225-2895

■療育相談

療育相談	発達上何らかの心配のある児童とその保護者へ助言、相談及び指導を行います。	こども家庭センター 225-2252
------	--------------------------------------	-----------------------

■医療

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。 利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。	障がい福祉課 225-2254
自立支援医療（更生医療）	障がいの状態を軽減したり、機能回復を図るための医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。 利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。	
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患の治療のための通院にかかる医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。 利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。	障がい福祉課 225-2247
心身障害者医療費の一部助成	健康保険適用医療費の自己負担額（食事療養費等を除く。）を助成する制度です。 身体障害者手帳1～3級、総合療育相談センター等で知能指数50以下と判定された方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象となります。年齢制限と所得制限があります。 自立支援医療の自己負担額も助成の対象になります。	障がい福祉課 225-2154
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父または母及びその児童等が医療機関で支払う自己負担額（健康保険適用分）を助成します。	子育て給付課 225-2241

■手当等

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
ねたきり等家族慰労金	次のいずれかに該当するねたきり老人登録者及び認知症老人登録者の家族を対象に、その労苦をねぎらうために慰労金を支給します。 （1）介護保険サービス未利用者 （2）訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護（ただし、半年で15日以内）、短期入所療養介護（ただし、半年で15日以内）、福祉用具貸与、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費（以上9項目の介護保険サービスのみ）の利用者	福祉総合支援課 225-2220
厚木市心身障害者福祉手当	毎年4月1日時点で市内に住所を有している障がい児・者に福祉手当を支給します。	障がい福祉課 225-2221
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20歳以上）に手当を支給します。	
障害児福祉手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に福祉手当を支給します。	
神奈川県在宅重度障害者等手当	毎年8月1日時点で県内に6か月以上居住している在宅の重度障がい児・者に福祉手当を支給します。	
障害者介護手当	介護なくしては食事、入浴、排泄等ができない在宅重度障がい者を常時介護している方に介護手当を支給します。	
特別児童扶養手当	中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または母等に年3回手当を支給します。	子育て給付課 225-2241

■手当等（つづき）

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
心身障害者扶養共済制度	障がい者を扶養している加入者が死亡または著しい障がいをする状態となったときに終身一定額の年金を支給します。	障がい福祉課 225-2221
児童扶養手当	児童を監護するひとり親の方等に年6回手当を支給します。	子育て給付課 225-2241
母子等福祉手当金	義務教育終了前の児童を養育しているひとり親の方等に年2回手当を支給します。	
母子家庭等就学祝金	小学校・中学校の入学、中学校卒業の児童を養育しているひとり親の方等に祝金を支給します。	
老人保養施設等利用助成（シルバーチケット）	満65歳以上の方を対象にシルバーチケット（利用助成券）を交付し、指定された老人保養施設等（宿泊、入浴、日帰り施設、文化会館事業、映画鑑賞、トレーニング・プール）の利用に対し、利用料金を助成します。	福祉総合支援課 225-2200

■補装具・日常生活用具

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
家具転倒防止器具の設置	75歳以上のひとり暮らし老人登録者で前年度市民税が非課税の方及びねたきり老人登録者または認知症老人登録者を含む65歳以上の方のみの世帯に、家具転倒防止板を設置します。	福祉総合支援課 225-2220
	重度身体障がい者のみの世帯等に、家具転倒防止器具を設置します（1世帯につき1回限り、最大4台まで）。	障がい福祉課 225-2221
自立支援用具等（杖・補聴器等）の購入費助成	在宅の75歳以上の市民で、市内の店舗などで購入した補聴器、電磁調理器、介護保険に該当しない杖・シルバーカーなどの費用の一部を助成します。（購入日から1年以内に申請）	福祉総合支援課 225-2220
補装具費の給付	身体上の障がいを補完または代替する用具である補装具について、購入等に係る費用を支給します。 利用者の世帯の所得状況に応じた利用者負担があります。	障がい福祉課 225-2254
日常生活用具の給付	重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて自立生活支援用具等を給付します。 利用者の世帯の所得状況に応じた利用者負担があります。	

■在宅援護

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
紙おむつ等の給付	ねたきり老人登録者、認知症老人登録者等を対象に、紙おむつ、尿取りパッドを給付します。（給付対象者が前年度市民税課税の場合を除く）	福祉総合支援課 225-2220
寝具乾燥消毒サービス	ねたきり老人登録者、認知症老人登録者の寝具の乾燥消毒を実施します。	
	ねたきり状態にある重度身体障がい者の寝具（敷布団、掛布団、毛布）の乾燥消毒を年2回実施します。	障がい福祉課 225-2254
理髪サービス	75歳以上のひとり暮らし老人登録者及びねたきり老人登録者・認知症老人登録者に、理容・美容助成券を年に6枚交付します。	福祉総合支援課 225-2220
	ねたきり状態等で理容店等を利用することができない重度障がい者に対して、出張理髪サービス（理髪券交付）を行います。	障がい福祉課 225-2254

■在宅援護（つづき）

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
緊急通報システム	ひとり暮らし老人登録者などで、常時注意が必要な疾患などがある方の緊急時の対応のため、無線発信機等の緊急通報システム機器を貸与します。	福祉総合支援課 225-2220
	常時注意を要する状態にある重度障がい者のみの世帯等の緊急時の対応のため、無線発信機等の緊急通報システム機器を貸与します。	障がい福祉課 225-2254
高齢者緊急一時保護	在宅で高齢者を介護している家族の入院や事故などの特別な事情で、その家庭で日常生活を送ることが困難になった高齢者を、緊急的に施設（特別養護老人ホーム等）で一時的に保護します。	福祉総合支援課 225-2220
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	75歳以上の高齢者及びねたきり老人登録者に対し、施術費の助成券を年度内に7枚を限度に交付します。	
手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員の派遣	公的機関や医療機関などで手話通訳、要約筆記または通訳介助の必要な障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者又は通訳介助員を派遣します。	障がい福祉課 225-2221
訪問入浴サービス	入浴困難な重度身体障がい者に対して、入浴車による巡回入浴サービスを行います。 利用者の世帯の所得状況に応じた利用者負担があります。	障がい福祉課 225-2254
メディカルショートステイ事業	在宅で常時医学的管理が必要な重症心身障がい児が、家族などによるケアを一時的に受けられない場合に医療機関に受け入れをします。	
訪問看護支援事業	在宅の重症心身障がい児・者が訪問看護を利用したときに、利用時間を延長して、訪問看護師が家族に代わり医療的ケア及び療養上の行為を行います。	
認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク	警察や交通機関などが協力して、徘徊してしまう高齢者の方や若年性認知症の方、障がい者の方を早期に発見し、御家族のもとへ早く戻ることができるようにしたシステムです。希望者に位置情報携帯端末機器を貸与、認知症高齢者等見守りステッカーを配布します。	障がい福祉課 225-2254 福祉総合支援課 225-2220

■住宅

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
住宅設備改善に対する助成（セーフティ住宅支援事業）	介護保険の認定を受けていない満75歳以上の高齢者を対象に、市内の工務店等が行う住宅の段差改修や手すりなどの設置費用の一部を助成します。（要事前申請）	福祉総合支援課 225-2220
住宅設備改善に対する助成	重度障がい者等または保護者が、住宅設備をその障がい者に適用するよう改善する場合に、その改善工事の費用を助成します。	障がい福祉課 225-2254
ひとり親家庭等に対する家賃助成	児童を養育するひとり親の方等に家賃額に応じて家賃を助成します。	子育て給付課 225-2241

■自動車・交通

サービス・手当等	サービス内容	問合せ先
かなちゃん手形（バス乗車券）購入費の助成	4月1日現在、厚木市に在住の方で年度内に70歳以上の方を対象に、神奈川中央交通（株）が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の購入費の一部を助成します（「高齢者タクシー助成」「福祉タクシー助成」「自動車ガソリン助成」は重複して受けることはできません。）。また、特別養護老人ホームに入居している方は対象外です。	福祉総合支援課 225-2220
自動車運転訓練に対する助成	障がい者が普通自動車免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の3分の2の額について、5万円を限度に助成します。	障がい福祉課 225-2254
自動車改造に対する助成	障がい者が、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ等を改造する場合に、5万円を限度に助成します。	

■自動車・交通（つづき）

サービス・手当等		サービス内容	問合せ先
自動車ガソリン購入券の交付	自己	自動車を自らが所有し運転する障がい者に、ガソリン購入券（1枚1,200円分・1月あたり2枚）を交付します。	障がい福祉課 225-2221
	家族	障がい者と生計を一にする家族が障がい者のために自己所有の自動車を運転する場合等に、ガソリン購入券（1枚1,200円分・1月あたり1枚）を交付します。	
福祉タクシー利用券の交付		重度障がい者等に、タクシー利用券（1枚400円分・1月あたり6枚）を交付します。	福祉総合支援課 225-2220
高齢者タクシー助成		①年度内に85歳以上②要介護4・5③70歳～84歳かつ自動車運転免許を持っていない のいずれかに該当する方に対して、タクシー利用券（400円のチケットを48枚）を交付します。 （「かなちゃん手形（バス乗車券）購入費の助成」「福祉タクシー助成」「自動車ガソリン助成」は重複して受けることはできません。） また、特別養護老人ホームに入居している方は対象外です。	

※詳しくは各種サービスごと、担当課へ直接お問い合わせください。

■地域包括支援センター

高齢者の相談窓口となるのが「地域包括支援センター」です。高齢者やご家族からの保健・福祉・介護などに関する様々な相談を電話や訪問等の方法でお受けしております。お気軽にご相談ください。

名称	所在地	担当地区
厚木地域包括支援センター	厚木市中町3丁目18番5号 ソーケン本厚木ビル401号室 TEL 297-2970 FAX 297-2900	松枝、元町、東町、寿町、水引、 厚木町、中町、栄町、田村町、 吾妻町、厚木の一部
	厚木市旭町2丁目3番13号 TEL 258-6705 FAX 258-6709	幸町、泉町、厚木の一部、旭町、 南町、岡田団地（岡田1丁目8番）、 船子の一部 ^{※1} 、温水の一部 ^{※2} ※1 船子601番地、607番地、673番地、 726番地、734番地のみ ※2 温水68番地～105番地、127番地～ 138番地のみ
依知地域包括支援センター	厚木市関口831番地1 TEL 246-0108 FAX 265-0128	上依知、猿ヶ島、山際、下川入、 関口、中依知、下依知、金田
	厚木市三田南2丁目1番1号 山口ビル101号室 TEL 297-7338 FAX 297-7340	棚沢、三田、三田南1丁目～3丁目 ^{※3} 、 及川、林、王子1丁目 ※3 三田南1丁目1番～14番を除く
睦合南地域包括支援センター	厚木市妻田北4丁目3番8-101号 TEL 294-1380 FAX 294-1381	妻田、妻田南、妻田北、妻田東、 妻田西、三田南1丁目の一部 ^{※4} ※4 三田南1丁目1番～14番のみ
	厚木市鳶尾2丁目25番10号 TEL 241-5780 FAX 242-6188	上荻野、まつかげ台、みはる野、 中荻野、下荻野、鳶尾
小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター	厚木市緑ヶ丘2丁目2番12号 グリーンヒルズ1階 TEL 204-8181 FAX 204-8138	飯山、飯山南、上古沢、下古沢、 宮の里、緑ヶ丘、王子2丁目～3丁目
	厚木市小野2240番地1 TEL 250-9091 FAX 247-1266	七沢、小野、岡津古久、森の里
南毛利地域包括支援センター	厚木市温水西2丁目27番38号 カーネーションパーク1階 TEL 250-1108 FAX 250-1105	愛名、毛利台、戸室、恩名、 温水 ^{※5} 、温水西、長谷 ※5 温水68番地～105番地、127番地～ 138番地を除く
	厚木市愛甲東1丁目1番19号 TEL 220-0643 FAX 220-0645	船子 ^{※6} 、愛甲、愛甲東、愛甲西、 岡田 ^{※7} 、酒井、戸田、下津古久、 上落合、長沼 ※6 船子601番地、607番地、673番地、 726番地、734番地を除く ※7 岡田団地（岡田1丁目8番）を除く

■厚木市障がい者基幹相談支援センター

身体障がい・知的障がい・精神障がいなどのある方やその家族が、生活する上で困っていること、やりたいことなど様々なニーズに応じ、生活を組み立てるための相談調整を行います。

名称	所在地	相談時間
厚木市障がい者基幹相談支援センター ゆいはあと	厚木市中町1丁目4番1号 (厚木市保健福祉センター2階)	平日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)
	TEL 225-2904 FAX 295-3410	緊急相談 ※夜間、休日等の生命に関わる緊急時 TEL 080-6627-7303

■厚木市障がい者相談支援センター

障がいのある方が地域で安心した生活を営むことができるように、日常生活の不安や悩み、権利擁護などの相談を受けます。また、障がい福祉サービスの利用援助、関係機関の紹介や調整など、本人やその家族の意向を確認しながら個別の支援を行います。

名称	所在地	担当地区
厚木障がい者相談支援センター ハートラインあゆみ	厚木市中町4丁目6番11号 山口ビル201	松枝、元町、東町、寿町、水引、 厚木町、中町、栄町、田村町、 吾妻町、厚木の一部
	TEL 259-5713 FAX 259-5714	
依知障がい者相談支援センター いっぽ	厚木市関口831番地1	上依知、猿ヶ島、山際、関口、 中依知、下依知、金田、下川入
	TEL 280-4875 FAX 280-4876	
睦合障がい者相談支援センター あつあい相談支援事業所『からふる』	厚木市三田1丁目4番16号 グリーンコーポ小林102	棚沢、三田、三田南、及川、林、 王子1丁目
	TEL 281-7909 FAX 242-8650	
睦合南障がい者相談支援センター さんぼみち	厚木市妻田西1丁目17番30号	妻田、妻田北、妻田南、妻田東、 妻田西、三田南の一部※ ¹ ※ ¹ 三田南1丁目1番～14番のみ
	TEL 204-4655 FAX 204-4656	
荻野障がい者相談支援センター あつあい相談支援事業所『ここから』	厚木市鳶尾2丁目25番10号	上荻野、まつかげ台、みはる野、 中荻野、下荻野、鳶尾
	TEL 281-7908 FAX 281-7655	
小鮎・玉川障がい者相談支援センター 相談支援事業所すざな	厚木市小野2136番地	飯山、飯山南、上古沢、下古沢、 宮の里、緑ヶ丘、王子2丁目～3丁 目、七沢、小野、岡津古久、森の里
	TEL 247-7111 FAX 290-5813	
南毛利障がい者相談支援センター ちいさな世界	厚木市恩名1丁目5番7号 第二栄光ビル301	愛名、毛利台、戸室、恩名、 温水、温水西、長谷
	TEL 205-4307 FAX 205-4308	
相川・厚木南障がい者相談支援センター 相談支援事業所 立志	厚木市愛甲1丁目9番18号 グランデュール102号	船子、岡田、酒井、戸田、長沼、 下津古久、上落合、愛甲、愛甲東、 愛甲西、幸町、泉町、旭町、南町、 温水の一部※ ² 、厚木の一部 ※ ² 温水68番地～105番地、127番地～ 138番地のみ
	TEL 265-0711 FAX 265-0711	